

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【公開番号】特開2014-71126(P2014-71126A)

【公開日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2012-214341(P2012-214341)

【国際特許分類】

G 03 G 15/08 (2006.01)

G 03 G 21/18 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/08 1 1 3

G 03 G 15/00 5 5 6

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月4日(2015.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トナーを収納するトナー室と、現像ローラが設けられ前記トナー室と連通するトナー供給開口を通じてトナーが前記現像ローラに供給されるトナー供給室と、を有するカートリッジにおいて、

前記トナー室には、

回転可能に支持される回転部材及び前記回転部材に接続された搬送シートを有し、トナーを前記トナー室から前記トナー供給室へ搬送する搬送部と、

前記搬送部に接続する第一端部と、前記トナー供給開口を封止する第二端部とを有し、前記回転部材の回転に伴い、前記回転部材に巻き取られて前記トナー供給開口を開封するトナーシール部材と、

を有し、

前記トナー供給開口の開封開始時において、前記搬送部は前記トナーの粉面より重力方向下側に位置し、且つ前記搬送シートは前記トナー室の内壁と接触可能な位置にあることを特徴とするカートリッジ。

【請求項2】

前記搬送シートは、前記トナー供給開口を通過する際に、前記トナー供給開口より前記現像ローラの側へ突出可能な長さを有することを特徴とする請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項3】

前記カートリッジの使用前において、前記搬送シートは前記トナー室の内壁と前記接触可能な位置よりも前記回転部材の回転方向の上流側に位置し、且つ、前記搬送シートと前記トナー室の内壁との間に隙間を有することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のカートリッジ。

【請求項4】

前記第二端部は、前記回転部材の回転方向において前記トナー供給開口よりも上流側の第一封止部と、前記トナー供給開口よりも下流側の第二封止部とを有し、

前記第一封止部が剥がされたときに、前記搬送シートが前記トナー室の内壁に接触して

いることを特徴とする請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載のカートリッジ。

【請求項 5】

感光体と、前記感光体に作用するプロセス手段とを有するプロセスカートリッジであつて、

前記プロセス手段として、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載のカートリッジの前記現像ローラを有することを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項 6】

感光体に形成された静電潜像を現像するカートリッジを着脱可能な画像形成装置であつて、

前記カートリッジは、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載のカートリッジであることを特徴とする画像形成装置。

【請求項 7】

感光体と、前記感光体に作用するプロセス手段とを有するプロセスカートリッジを着脱可能な画像形成装置であつて、

前記プロセスカートリッジは、請求項 5 に記載のプロセスカートリッジであることを特徴とする画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

そして、現像ローラ 32 の両端部に取り付けられた間隔保持部材 38 (図 5 参照) によって、現像ローラ 32 は、感光体ドラム 62 から所定の間隔をもって保持される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

第一封止部 24a は、トナー供給開口 27 から見てトナーシール部材 52 の第一端部 52a 側に位置し (回転部材 45 の回転方向においてトナー供給開口 27 よりも上流側)

、第二封止部 24b はその反対側 (第二端部 52b 側) に位置する (回転部材 45 の回転方向においてトナー供給開口 27 よりも下流側)。第三封止部 24c は非駆動側に位置し、第四封止部 24d は駆動側に位置する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図7】

